

仙台市南部拠点地域おこし協力隊 募集要項

○太白区の概要

太白区は、仙台市の南西部に位置し、一級河川である名取川に沿って東西に帯状に広がった形状をしています。仙台空港が至近距離にあり、地下鉄南北線や東西線による市内中心部へのアクセスにも優れ、加えて東北本線や東北自動車道、仙台南部道路などの交通の要衝としての地理的条件も整っております。

太白区は、自然と温泉に恵まれた「秋保地域」、豊かな居住環境と山あいの緑と田園の残る「太白山周辺地域」、区の南端にある JR 南仙台駅周辺を中心に宅地と優良農地が広がる「名取川右岸地域」、動物公園や遊園地がある八木山地区等住宅が連なる「丘陵住宅地域」、JR長町駅周辺を中心とした市南部の中心地である「南部拠点地域」からなっています。

○南部拠点地域（長町地区）の課題等

南部拠点地域にある「長町地区」は、仙台市の基本計画や都市計画マスタープランにおいても、文字通り仙台市の南部拠点と位置付けられております。長町の歴史は江戸時代にまで遡り、400年以上前に奥州街道の宿場町として開かれ、昔から多くの人暮らし、外部からも人が行きかう地区となっております。近年では、JR長町駅東側に位置する「あすと長町」の区画整理事業により、商業施設の新設や地元TV局の新社屋の建設、高層マンションの建設による新規住民の流入活発化等、ハード面でのまちづくりが進んできました。一方、JR長町駅の西側で永らく地域を支えてきた商店街は、周辺の賑わいを十分には取り込めず、空き店舗の発生や地域内外との交流の停滞等が生じており、その打開が南部拠点地域全体の持続的な発展に向けた課題となっております。



○課題解決に向けて

上記の課題の解決のため、太白区では、地域とともに、長町商店街エリアにおける、安全で快適な、人中心の歩いて楽しい街並みづくりや、南部拠点地域内外における、多様な連携促進による地域づくり支援を進めております。そこで、区の取組みと連動しながら、地域のまちづくり団体等と連携し、商店街の賑わいづくり、南部拠点地域内外での交流活発化を目的とした地域協力活動をしていただける人材を、地域おこし協力隊員として募集します。

I 募集の内容

(1) 名 称：仙台市南部拠点地域おこし協力隊員

(2) 募集人数：1名

(3) 活 動：

仙台市太白区内を基本とし、下記の地域協力活動を行っていただきます。

ア 南部拠点地域内外で活動する団体等の活動支援、各団体等の連携促進による新たな価値の創造に係る活動

イ 地域づくり及び情報発信に係る活動

ウ その他地域活性化、交流人口拡大に資するために必要な活動

【活動例】

- ・ 広瀬川灯ろう流し等の地域行事・イベントの応援（計画、運営、広報等）
- ・ 伝統芸能や祭等、地域文化の振興
- ・ 地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション
- ・ 空き店舗活用など商店街活性化
- ・ 地域におけるエリアマネジメントに向けた活動への参画

(4) 応募要件：次のア～オの全ての要件を満たす方

ア 三大都市圏をはじめとする仙台市以外の都市地域等から生活の拠点を活動地域である仙台市内へ移し、住民票の異動を行うことができる方

※総務省の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号。

以下「総務省要綱」という。）の規定に基づく特別交付税措置の対象となる方は応募要件を満たします。委嘱前に既に仙台市に定住している方（既に住民票が仙台市にある方等）や都市地域など以外にお住まいの方は対象となりません。応募前に、自身のお住まいの自治体が都市地域などに該当するか確認をお願いいたします。詳しくは総務省ホームページをご覧ください。担当までご連絡ください。

イ 協力隊任期終了後に仙台市太白区への定住を検討いただける方

ウ 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

エ 下記の全てに該当しない方（地方公務員法第16条に規定する欠格条件）

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 一般的なパソコンの操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）やホームページ、SNS上で情報発信ができる方

2 身分、活動形態等

- (1) 身 分：仙台市南部拠点地域おこし協力隊設置要綱（令和4年3月2日太白区長決裁。以下「設置要綱」という。）に基づき市長が委嘱しますが、市との雇用関係はなく、隊員の身分は個人事業主となります。
- (2) 委 嘱 日：令和7年6月1日以降
- (3) 委 嘱 期 間：委嘱の日からその年度の3月31日までとします。その後、地域協力活動の取組状況等により、原則として1年ごとに期間を延長することができますが、通算3年を超えることはできません。
- (4) 活 動 時 間：1日当たり7時間45分、1週間当たり4日（31時間）、かつ1か月当たり17日（131時間45分）を目安とします。
- (5) 報 償 費：ア 月額266,000円（所得税等を含む）。但し、総務省要綱の改正等に伴い改定となる場合があります。
イ 計算期間は毎月1日から末日までとし、各月の地域協力活動実施状況によっては、当該月の報償費を減額する場合があります。
ウ 支払は計算期間の翌月の末日までに行います。
エ その他手当：無
- (6) 保 険 等：国民健康保険・国民年金への加入が必要です。
- (7) 費用の補助：設置要綱第2条各号に掲げる地域協力活動（以下「補助対象活動」という。）に係る下記の費用については、必要経費として市が補助いたします。補助金額は、本市の予算の範囲内とし、かつ隊員一人あたり年間200万円以内とします。なお、1カ月当たりの補助限度額は原則17万円とします。
ア 隊員が自ら居住するため、仙台市内で賃借する住居の家賃（上限6万円/月 管理費・共益費含む）
イ 補助対象活動に要する車両の使用料（燃料代含む）、駐車場代、任意保険の保険料
ウ 補助対象活動に必要な保険（傷害保険等）の保険料
エ 補助対象活動に必要な装備品・被服・消耗品等の購入費（1点につき2万円を上限とする）
オ 出張交通費及び宿泊費（市が認めるもの）
カ 補助対象活動に要する機器使用料及び通信料
キ 研修や資格取得に必要な費用（市が認めるもの）
ク その他補助対象活動に必要と認められる経費（市と協議済のもの）
※経費の補助申請には領収書等（経費と確認できるもの）の提出が必要となり、かつ補助対象活動と認められるものとします。
- (8) そ の 他：ア 委嘱された月を除き、毎月末までに、翌月分の活動内容及び活動費用の予定を提出していただきます。また、毎月上旬に、前月分の活動内容及び活動費用の報告をしていただき、必要経費を確認の上、月額報償費とともにお支払いします。
イ 活動時間外の副業は可能です。但し、地域協力活動を優先していただくために、副業をされる際は、事前に市担当者との協議を必要とします。

ウ 個人事業主となるため、税務署への「開業届」及び「青色申告承認申請書」の提出をご検討ください。

3 応募方法

(1) 提出書類を郵送（簡易書留やレターパック等）又はご持参ください。

ア 所定の応募申込書

イ 顔写真付き証明書（運転免許証、パスポート等）のコピー

ウ 活動提案書（題「地域おこし協力隊として取り組みたいこと」）

※作成にあたり、下記の内容は必ず記載すること。

（ア）取り組みたいと思った経緯

（イ）任期（最大3年）の活動スケジュール感

（ウ）活用できる経験やスキル

（エ）任期満了後の活動について

※パワーポイント等使用。形式やボリューム等の指定なし。

※実際の活動はこれに拘束されることはありません。また、提案どおりの活動が出来るとも限りません。

※活動提案書の内容は、地域おこし協力隊の今後の活動の参考にさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 申込締め切り

令和7年5月30日（金）必着

※ご持参の場合、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。閉庁日（土曜・日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日）は受け付けいたしません。

(3) 応募先

仙台市太白区役所 まちづくり推進部 地域おこし協力隊担当 宛て

〒982-8601 仙台市太白区長町南3-1-15 4階 TEL:022-247-1111（内線6170・6181）

(4) 選考

ア 第一次選考（応募申込書参照）

書類選考の上、結果を応募者に通知します。

※記載内容等について個別にヒアリング等をさせていただく場合があります。

イ 第二次選考

第一次選考合格者を対象に、仙台市太白区役所で面接を行います。太白区役所までの交通費は自己負担となります。詳細については、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。

ウ 最終選考結果の報告

最終選考結果を、第二次選考受験者に通知します。合格者には、決定通知を送付いたします。

4 募集に係る特記事項

履歴書等応募書類は返却しません。当方の責任で破棄します。